

## 答申

### 1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成30年1月12日付け29福図第1211号で行った個人情報不訂正決定（以下「本件決定①」という。）及び平成30年1月31日付け29福図第1297号で行った個人情報不訂正決定（以下「本件決定②」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の訂正決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県立図書館（以下「図書館」という。）が作成した管理運営報告書（以下「管理運営報告書」という。）のうち、審査請求人とのやり取りについて記載した25日分の管理運営報告書（その詳細は別表記載のとおり。以下「対象管理運営報告書」という。）中197か所に係る審査請求人の個人情報である。なお、審査請求人は、この197か所の本件個人情報について、その内容を特定する上で、別表請求番号欄記載の番号を付して、審査請求を行っているため、当審議会でも、本件個人情報を表記するに当たり、当該番号（以下「請求番号」という。）を用いることとした。

#### (2) 訂正請求の状況

審査請求人は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、本件個人情報について、訂正することを求める個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

#### (3) 不訂正決定の状況

実施機関は、本件訂正請求に対し、別表記載の197か所の本件個人情報のうち168か所について、条例第29条第2項の規定により、本件決定①を行い、同じく29か所の本件個人情報について、同条同項の規定により、本件決定②を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定①及び本件決定②に係る本件個人情報を訂正するとの裁決を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年7月5日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報に係る開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年7月20日付けで、本件個人情報に係る部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年8月17日付けで、本件個人情報に係る開示を受けた。

エ 審査請求人は、平成29年11月14日付けで、実施機関に対し、条例第27条第1項の規定により本件訂正請求を行った。

オ 実施機関は、本件訂正請求について、平成30年1月9日及び平成30年1月10日付けで、審査請求人に対し、条例第27条第4項の規定による補正を求めた。

- カ 実施機関は、平成30年1月12日付けで、本件訂正請求の一部を却下する決定を行った。
- キ 実施機関は、上記オの補正を求めた部分及び上記カの却下決定の対象部分を除いた168か所の本件個人情報について、平成30年1月12日付けで、本件決定①を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ク 審査請求人は、実施機関からの補正の求め（上記オのとおり）に対し、平成30年1月29日付けで、実施機関に対し文書を提出の上、補正を行った。
- ケ 実施機関は、補正を求めた部分（上記オのとおり）のうち、補正されなかったとして平成30年1月31日付けで却下した部分を除く29か所の本件個人情報について、平成30年1月31日付けで、本件決定②を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- コ 審査請求人は、平成30年2月9日付けで、本件決定①及び本件決定②を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- サ 実施機関は、平成30年3月26日付けで、当審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張の要約は、以下のとおりである。

##### (1) 本件個人情報の内容と本件訂正請求内容について

本件訂正請求において審査請求人が訂正を求める内容（以下「本件訂正請求内容」という。）は、審査請求人が、図書館の職員とのやり取りを記録した複数日の録音データの内容（以下「録音データ」という。）を基にまとめたものである。当該録音データから、本件個人情報の内容が事実とは認められず、本件訂正請求内容が事実であるかどうかは確認できる。

本件個人情報の内容には、発言していない事項、事実でない事項が記載されている。発言が一部カットされて記載されていることにより、意味が理解できなくなったり、違った意味になってしまっている。

実施機関は、対象管理運営報告書について、審査請求人と実施機関とのやり取りを実施機関の判断により要約して記載したものであると説明している。しかし、実施機関が省略した部分は、実際の対話における重要な文言であり、対話の趣旨を理解するためにも必要なものであり、省略すべきではない。「管理運営報告書は要約して記載するものだから」として対象管理運営報告書にそうした重要な文言を記載しないことは、不適切である。

##### (2) その他

審査請求人は、命令的発言等をしていないにもかかわらず、本件個人情報の内容には、そういう発言があったかのような印象を与える文言が意図的に記載されている。

実施機関は、審査請求人のことを警察に相談しており、それほど、審査請求人が悪いというのなら、関係する公文書も通常以上に公正なものを公務員として作成する必要がある。したがって、本件訂正請求内容のとおり追加や訂正をすべきであり、しなければならない。

#### 5 実施機関の説明要旨

対象管理運営報告書に記載された本件個人情報の内容は、審査請求人と図書館の職員との、面談や電話等におけるやり取りを、実施機関において精査の上、簡潔に要約したものである。197か所の本件個人情報について、本件決定を行った理由は以下のとおりである。

(1) **本件個人情報の内容が「事実」に当たる記載か「評価・判断」に当たる記載か**  
「個人情報保護事務の手引」によると、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないとある。本件個人情報の内容のうち審査請求人の言動に関する内容の中には、実施機関の「評価・判断」に当たる部分が含まれており、この部分は、訂正請求の対象には当たらない。

(2) **本件個人情報の内容が事実でないと認められるか**

対象管理運営報告書に記載された本件個人情報の内容は、審査請求人と実施機関の職員との、面談や電話等におけるやり取りを、実施機関において精査の上、簡潔に要約したものであって、本件個人情報の内容として、記載すべき内容が欠けていたということではない。したがって、本件個人情報の内容が事実でないと認められない。

録音データを確認したところ、本件訂正請求の対象である本件個人情報の内容が本件訂正請求内容と同一であった部分については、本件個人情報の内容が事実でないと認められない。

(3) **本件訂正請求内容に訂正することで事実と合致する正しい個人情報になるか**

録音データを確認したところ、本件訂正請求の対象である本件個人情報の内容が本件訂正請求内容と同一であった部分については、本件訂正請求内容に訂正することで事実と合致する正しい個人情報になるとは認められない。

(4) **追記が求められている部分について**

「個人情報保護事務の手引」によると、追記が必要な場合とは、「本来記載されるべき経歴や資格等の記載が事実の誤認により記載されていない場合に、事実を即して記載すること。」とある。本件個人情報の内容として、記載すべき内容が欠けているとして追記が求められている部分については、実施機関の判断により要約したものであり、事実を誤認している部分ではないため、追記が必要とは認められない。

## 6 審議会の判断

(1) **条例の趣旨について**

**ア 条例第26条の趣旨**

本条は、正確でない、すなわち事実とは合致しない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、実施機関が保有する自己の個人情報についての訂正制度（以下「訂正請求制度」という。）を定めたものである。

訂正請求制度において、本条第1項に規定される個人情報訂正請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができるのは、自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合であり、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

また、「訂正」とは、誤っている情報を、事実と合致する正しい情報に直すことをいい、これには、本来記載されるべき経歴や資格等の記載が事実の誤認により記載されていない場合に、事実を即して記載すること（追加）や、事実の誤認により存在しない経歴等が記載されている場合に、当該記載を当該事実を即して消すこと（削除）が含まれる。

**イ 条例第27条の趣旨**

本条は、所定の事項を記載した書面により訂正請求を行うべきこと等を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるも

のである。

本条第2項において、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料（以下「証拠資料」という。）を提出することが訂正請求の要件として定められていることから、訂正請求人には、訂正内容が事実と合致する正しいものであることを証明する義務がある。

### ウ 条例第28条の趣旨

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査の結果、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

実施機関に訂正義務が生じるのは、訂正請求に理由があり、かつ、当該訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるときであるため、訂正請求に理由があると認められない場合又は訂正が事務の目的の達成に必要な範囲内であると認められない場合には、訂正義務は生じない。

### (2) 管理運営報告書について

管理運営報告書は、図書館の職員が、図書館利用者からの苦情、相談のほか、館内で起きたトラブルなど図書館運営に関する事項のうち、図書館長まで報告し館内で共有すべき情報について、まとめた文書であり、報告する者は、当該文書上に、その日時、場所、対応者及び概要（内容）を記載し、参考資料がある場合は、それも添付した上で、直属の上司を経て、図書館長まで回議している。

### (3) 本件訂正請求に理由があると認められるか

上記6(1)アのとおり、条例第26条は、訂正請求制度における訂正請求の対象が、「事実」であって、「評価・判断」に及ばないこと、また、訂正請求に係る個人情報の「内容が事実でない」と思料するときには訂正請求ができることを規定している。

これにより訂正請求があった場合、実施機関は、当該訂正請求の対象が「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であるか、「事実」に関する記載である場合、その「内容が事実でない」か「内容が事実でない」場合、訂正請求人の訂正請求の趣旨のとおり訂正することで、事実と合致する正しい個人情報になるかを調査し、いずれも認められた場合には、条例第28条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断することとなる。

また、当該訂正請求制度は、上記6(1)アに記載したその趣旨に照らせば、事実の誤認により、公文書に本来記載されるべき事項が記載されていないことや、本来記載されるべきでない事項が記載されていることによって、公文書の記載内容が誤って解釈され、本人が不測の権利利益侵害を被るおそれがある場合にも認められるというべきである。

次に、本件個人情報は、審査請求人が図書館の職員との間でやり取りした内容を記載した対象管理運営報告書中の審査請求人の個人情報であることから、本件個人情報の「内容が事実でない」と判断するためには、証拠資料として、審査請求人と図書館の職員とが、実際にどのようにやり取りしていたのかを証明する資料が必要である。

実施機関は、本件個人情報の内容は、実施機関が簡潔に要約したものであって、記載する内容が欠けているということではないことから、本件個人情報の内容が事

実でないとは認められないと説明しているが、当審議会では、録音データを基に、本件個人情報の内容が事実でないかを検討し、その上で本件個人情報の内容が事実でないとは認められる場合、本件訂正請求内容のとおり訂正することで、事実と合致する正しい個人情報になるかについて、個別に検討する。

#### **ア 本件個人情報の内容は「事実」に関する記載か**

実施機関は、本件個人情報のうち、別表請求番号欄の請求番号 80・123・127・206 に係る本件個人情報については、審査請求人の言動に対し実施機関が行った「評価・判断」を記載したものであって、「事実」に関する記載ではなく、訂正請求の対象には当たらないと説明している。当審議会では、本件個人情報の全ての内容を見分したところ、対象管理運営報告書には、図書館の職員が審査請求人に対応した日時、対応場所のほか、概要（内容）欄に、審査請求人と図書館の職員との間でやり取りした内容が記載されており、これらの記載内容から判断すると、別表請求番号欄の請求番号 80・123・127・206 に係る本件個人情報を含め、本件訂正請求の対象となる本件個人情報の全てが、いずれも「評価・判断」ではなく、両者のやり取りという「事実」に関する記載であると判断した。

#### **イ 本件個人情報の「内容が事実でない」と認められるか**

##### **(7) 別表請求番号欄の請求番号 41・139・153・202 に係る本件個人情報の内容が事実でないか**

##### **a 実施機関が取り上げた箇所について**

実施機関は、本件個人情報のうち、以下の 4 か所について次のとおり説明している。

- (a) 別表請求番号欄の請求番号 41 に係る本件個人情報の内容（知事室にも足を運んだ。）について、録音データを確認したところ、当該録音データ中には、「知事に出した」「知事に聞いた」との審査請求人の発言があった。本件個人情報の内容は、このような審査請求人の発言を踏まえ、実施機関が対象管理運営報告書に記載したものであるため、対象管理運営報告書を作成した当時において、当該本件個人情報の内容が事実でないとは認められない。
- (b) 別表請求番号 139 に係る本件個人情報の内容（「あなたのでっちあげだ」と発言した。）について、録音データを確認したところ、当該録音データ中には、「あなたのでっちあげ」との審査請求人の発言があった。したがって、当該本件個人情報の内容が事実でないとは認められない。
- (c) 別表請求番号欄の請求番号 153 に係る本件個人情報の内容（その後、当方から提示した、5月13日（金）、20日（金）、27日（金）から、5月13日を選択）について、録音データ中には、「5月13日、20日、27日」との図書館職員の発言があった。したがって、当該本件個人情報の内容が事実でないとは認められない。
- (d) 別表請求番号欄の請求番号 202 に係る本件個人情報の内容（「なぜ警察に相談したのか。自分の犯罪歴等を照会したのではないか。」「そのような照会はない。」）について、録音データ中には、その旨の発言があった。したがって、当該本件個人情報の内容が事実でないとは認められない。

##### **b 審議会の判断について**

上記 a の実施機関の説明に対して、当審議会は、別表請求番号欄の請求番

号41・139・153・202に係る本件個人情報の内容と録音データを照らし合わせた結果、以下のとおり判断する。

- (a) 別表請求番号欄の請求番号41に係る本件個人情報の内容については、「知事室にも足を運んだ」との記載に対して、録音データ中の審査請求人の発言では、「知事に出した」「知事に聞いた」とあること、また、別表請求番号欄の請求番号153に係る本件個人情報の内容については、録音データ中の図書館の職員の発言からは「27日」の部分が不明瞭であることから、当該本件個人情報の内容と録音データとの間に齟齬が生じていないとまでは言い切れない。
- (b) 別表請求番号欄の請求番号139及び202に係る本件個人情報の内容については、実施機関が説明するとおり、当該本件個人情報の内容と録音データとの間に齟齬が生じておらず、どちらも審査請求人と図書館の職員との間のやり取りの内容をそのとおり記載したものであることから、当該本件個人情報の内容は、事実でないとは認められない。

以上の理由により、別表請求番号欄の請求番号139・202に係る本件個人情報については、その内容が事実ではないとは認められない。したがって、これらの情報については、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

一方で、別表請求番号欄の請求番号41・153に係る本件個人情報については、齟齬が生じていないとまでは言い切れず、事実でない可能性もある。

**(イ) 別表請求番号57・65・80・114・145・146・175に係る本件個人情報の内容が事実でないか**

**a 審議会が取り上げた箇所について**

当審議会では、審査請求人と実施機関との主張が明らかに異なっている箇所として、以下(a)～(g)の本件個人情報を取り上げ、検討を行った。

- (a) 別表請求番号欄の請求番号57に係る本件個人情報の内容（議事録の作成については、こちら側で判断すると回答。）について、審査請求人は、「『義務はございません。議事録は作成しません。』と断った。」との訂正を求めている。
- (b) 別表請求番号欄の請求番号65に係る本件個人情報の内容（人間の対応ではない。）について、審査請求人は、人間の対応ではないとは言っていないとして、削除を求めている。
- (c) 別表請求番号欄の請求番号80に係る本件個人情報の内容（カメラを2台持参してきたが、撮影はしていないようであった。）について、審査請求人は、カメラを2台持参してきたことはないとして、削除を求めている。
- (d) 別表請求番号欄の請求番号114に係る本件個人情報の内容（迷惑行為の積み重ねが、違法（犯罪）行為となっている。他の利用者は口にしないだけである。）について、審査請求人は、迷惑行為の積み重ねが、違法（犯罪）行為となっている。他の利用者は口にしないだけであるとは言っていないとして、削除を求めている。
- (e) 別表請求番号欄の請求番号145に係る本件個人情報の内容（長時間カウンターを占領し）について、審査請求人は、長時間カウンターを占領してはおらず、すぐに退席したとして、訂正を求めている。
- (f) 別表請求番号欄の請求番号146に係る本件個人情報の内容（録音を行うのは、庁舎管理の観点からであると回答）について、審査請求人

は、図書館の職員は、録音を行うのは、庁舎管理の観点からであると回答していないとして、訂正を求めている。

- (g) 別表請求番号欄の請求番号175に係る本件個人情報の内容（そのような差別的発言があった事実はなかった。）について、審査請求人は、差別的発言はあったとして、訂正を求めている。

## **b 審議会の判断について**

上記 a の本件個人情報内容及び本件訂正請求内容に対して、当審議会は、別表請求番号欄の請求番号57・65・80・114・145・146・175に係る本件個人情報の内容と録音データを照らし合わせた結果、以下のとおり判断する。

- (a) 別表請求番号欄の請求番号57に係る本件個人情報の内容については、図書館の職員は、審査請求人の主張のとおり、「義務はございません。議事録は作成しません。」と発言している一方で、「議事録の作成については、こちら側で判断する。」とも発言していることから、当該本件個人情報の内容は、事実でないとは認められない。
- (b) 別表請求番号欄の請求番号65及び114に係る本件個人情報の内容について、審査請求人が、「人間の対応ではない」「迷惑行為の積み重ねが、違法（犯罪）行為となっている。他の利用者は口にしないだけである。」旨をそれぞれ発言していることは確認できず、当該本件個人情報の内容と録音データとの間に齟齬が生じていないとまでは言い切れない。
- (c) 別表請求番号欄の請求番号80に係る本件個人情報の内容（審査請求人がカメラを2台持参してきたかどうか）及び別表請求番号欄の請求番号145に係る本件個人情報の内容（審査請求人が長時間カウンターを占領したかどうか）については、いずれも録音データからは当該本件個人情報の内容が事実であるかどうかを確認することができないこと、また、録音データのほかに確認できるような証拠資料も特段提出されていないことから、当該本件個人情報の内容が事実でないかどうかは判明せず、したがって、これらは事実でないとは認められない。
- (d) 別表請求番号欄の請求番号146及び175に係る本件個人情報の内容については、当該本件個人情報の内容と録音データとの間に齟齬が生じておらず、どちらも審査請求人と図書館の職員との間のやり取りの内容をそのとおり記載したものであることから、当該本件個人情報の内容は、事実でないとは認められない。

以上の理由により、別表請求番号欄の請求番号57、80・145、146・175に係る本件個人情報については、その内容が事実ではないとは認められない。したがって、これらの情報については、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

一方で、別表請求番号欄の請求番号65・114に係る本件個人情報については、齟齬が生じていないとまでは言い切れず、事実でない可能性もある。

## **(ウ) 上記(ア)(イ)に掲げる請求番号以外の番号に係る本件個人情報の内容が事実でないか**

当審議会において、上記(ア)(イ)に掲げる請求番号以外の番号に係る本件訂正請求内容を見分したところ、本件個人情報の内容そのものに追加をし、本

件個人情報の内容を詳細に表現することを求めるような趣旨での訂正請求であることが認められたところである。

したがって、本件個人情報に、本件訂正請求内容のとおりを追加等を行うことで、本件個人情報が事実と合致する正しい個人情報となるのかどうかの検討を下記6(3)ウにおいて行う。

#### **ウ 本件訂正請求内容のとおりにより訂正することで事実と合致する正しい個人情報となるか**

本件個人情報(上記6(3)イのとおり、本件個人情報の内容が事実でないとは認められないとして、本件訂正請求に理由がないと判断した別表請求番号欄の請求番号57、80・145、139・202、146・175に係る本件個人情報は除く)について、本件訂正請求内容のとおりにより追加等の訂正を行うことで、事実と合致する正しい個人情報となることが認められるかについて、以下のとおり検討を行う。

上記6(2)の記載のとおり、管理運営報告書とは、原則として、図書館の職員間での情報共有を目的とする文書である。こうした文書の目的に鑑みると、管理運営報告書の概要(内容)欄に記載される情報とは、まさに「概要」なのであって、図書館という組織内で、苦情や相談などの内容やそれに対する対応等が職員間で一定程度把握できる状態にあれば足りるものであり、実施機関において、その内容を端的にまとめて管理運営報告書の概要(内容)欄に記載することは、文書の目的に照らしても、当然に許容されているというべきである。

当審議会で、本件個人情報が記載されている対象管理運営報告書を確認したところ、実施機関は、審査請求人との1回につき約90分間のやり取りをA4サイズ2枚から4枚程度にまとめて記載していることが認められた。このまとめの分量は、約90分間のやり取りを一言一句書き起こした場合と比べると少ないものの、直属の上司を経由して図書館長に対し状況を報告し、図書館内の職員間で情報共有するための文書量としては、相応であると認められること、また、当審議会で、本件個人情報の内容と録音データを照らし合わせて確認したところ、審査請求人と図書館の職員とのやり取りがどのような内容を中心に進められたのかという点では、両者の間に大きな齟齬は生じておらず、概ね一致していることが認められる。

以上を勘案すると、図書館の職員は、対象管理運営報告書の概要(内容)欄に記載された本件個人情報の内容を基に、審査請求人とのやり取りの進捗状況等を十分把握することができていたものと判断されることから、本件個人情報の内容は、管理運営報告書の目的に反しない範囲で記載されたものであるといえる。

したがって、本件個人情報中に、審査請求人が重要な事実であると考えている内容が記載されていなかったり、審査請求人の意に沿わない表現が用いられていたり、さらには、不正確な内容が含まれていたとしても、根本的に、本件個人情報の内容が、管理運営報告書の目的に反しない範囲で記載されたものであるといえる限り、本件個人情報は、事実と合致する正しい個人情報と認められるものであって、本件訂正請求内容のとおりにより追加等の訂正をしないことが、本件個人情報に、本来記載されるべき事項が記載されていないであるとか、内容が誤って解釈されることになるとか、ひいては、審査請求人の法的保護に値する権利利益が害されることになるなどとは認められない。

よって、本件個人情報は、本件訂正請求内容のとおりにより文言の追加などを含む訂正を行うことで、事実と合致する正しい個人情報となるとは認められず、本件



訂正請求には理由があるとは認められない。

**(4) 本件個人情報について、訂正が本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内と認められるか**

当審議会では、上記 6 (3) のとおり、本件個人情報が記載された管理運営報告書の目的に照らし、本件訂正請求には、理由があるとは認められないと判断したものであるが、当該訂正が、本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であると認められるかについても念のため検討する。

まず、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、上記 6 (2) のとおり、「図書館利用者からの苦情、相談のほか、館内で起きたトラブルなど図書館運営に関する事項について、図書館長まで報告し館内で共有すること」であり、上記目的に鑑みると、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、「当該事項について、図書館長まで報告し館内で共有した」時点で達成されるものであると考えられるところ、実施機関は、上記目的に従って作成された対象管理運営報告書を直属の上司を経て、図書館長まで回議を終えており、この時点で本件個人情報を取り扱う事務の目的は既に達成されていると認められる。

なお、本件個人情報が、図書館を所管する教育庁内部の組織等で、審査請求人と図書館職員とのやり取りに関連して生じる事務の資料として利用される可能性があるとしても、本件個人情報の記載を本件訂正請求内容のとおり訂正することが、こうした事務の結果に直接の影響を与えるものとは考えにくい。

したがって、本件個人情報について、訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるとはいえず、この点から検討してみても、実施機関に訂正義務を認めることはできない。

したがって、本件訂正請求に対して、実施機関に条例第 28 条に規定する訂正の義務を認めることはできない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

請求番号	本件個人情報が記載された対象管理運営報告書の日付	対象管理運営報告書における本件個人情報の箇所
27	平成25年7月19日	1ページ目 概要欄 5行目から
28	平成25年7月19日	1ページ目 概要欄 下から4行目から
29	平成25年7月19日	2ページ目 概要欄 1行目から
38	平成25年9月18日、 平成25年9月25日	1ページ目 概要欄 下から7行目から
39	平成25年9月18日、 平成25年9月25日	2ページ目 概要欄 下から11行目から
40	平成25年12月25日、 平成26年1月10日	1ページ目 概要欄 3行目から
41	平成25年12月25日、 平成26年1月10日	1ページ目 概要欄 下から6行目から
55	平成26年9月26日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
56	平成26年9月26日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
57	平成26年9月26日	2ページ目 概要欄 7行目から
58	平成26年9月26日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
59	平成26年9月26日	1ページ目 概要欄 11行目から
60	平成26年9月26日	2ページ目 概要欄 4行目から
62	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 9行目から
63	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 9行目から
64	平成26年11月21日	2ページ目 内容欄 下から5行目から
65	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 下から8行目から
66	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 下から7行目から
67	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 下から9行目から
68	平成26年11月21日	1ページ目 内容欄 下から5行目から
69	平成26年11月21日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
70	平成26年12月19日	1ページ目 内容欄 2行目から
71	平成26年12月19日	1ページ目 内容欄 5行目から
72	平成26年12月19日	1ページ目 内容欄 10行目から
73	平成26年12月19日	1ページ目 内容欄 下から7行目から
74	平成26年12月19日	1ページ目 内容欄 下から3行目から
75	平成27年1月16日	1ページ目 内容欄 1行目から
76	平成27年1月16日	1ページ目 内容欄 7行目から
77	平成27年1月16日	1ページ目 内容欄 下から7行目から
78	平成27年1月16日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
79	平成27年1月16日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)

80	平成27年1月16日	1ページ目 内容欄 下から3行目から
81	平成27年1月30日	1ページ目 内容欄 2行目から
82	平成27年1月30日	1ページ目 内容欄 4行目から
83	平成27年1月30日	1ページ目 内容欄 6行目から
84	平成27年1月30日	1ページ目 内容欄 7行目から
85	平成27年1月30日	1ページ目 内容欄 8行目から
86	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 1行目から
87	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 1行目から
88	平成27年4月10日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
89	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 6行目から
90	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 8行目から
91	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 下から5行目から
92	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 下から4行目から
93	平成27年4月10日	1ページ目 内容欄 下から2行目から
94	平成27年4月10日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
95	平成27年5月22日	1ページ目 内容欄 1行目から
96	平成27年5月22日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
97	平成27年5月22日	1ページ目 内容欄 6行目から
98	平成27年5月22日	1ページ目 内容欄 8行目から
99	平成27年5月22日	1ページ目 内容欄 下から8行目から
100	平成27年5月22日	1ページ目 内容欄 下から2行目から
101	平成27年5月22日	2ページ目 内容欄 1行目から
102	平成27年5月22日	2ページ目 内容欄 5行目から
103	平成27年5月22日	2ページ目 内容欄 下から4行目から
104	平成27年5月22日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
105	平成27年5月22日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
106	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 1行目から
107	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 3行目から
108	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 3行目から
109	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 3行目から
110	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 7行目から
111	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 10行目から
112	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 下から9行目から
113	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 下から7行目から
114	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 下から5行目から
115	平成27年7月10日	——— (本件個人情報に追加を求めたもの)
116	平成27年7月10日	1ページ目 内容欄 下から2行目から

1 1 7	平成 27 年 7 月 10 日	2 ページ目 内容欄 1 行目から
1 1 8	平成 27 年 7 月 10 日	2 ページ目 内容欄 3 行目から
1 1 9	平成 27 年 7 月 10 日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
1 2 0	平成 27 年 7 月 10 日	2 ページ目 内容欄 6 行目から
1 2 1	平成 27 年 9 月 11 日	1 ページ目 内容欄 1 行目から
1 2 2	平成 27 年 9 月 11 日	1 ページ目 内容欄 4 行目から
1 2 3	平成 27 年 9 月 11 日	1 ページ目 内容欄 9 行目から
1 2 4	平成 27 年 9 月 11 日	1 ページ目 内容欄 下から 10 行目から
1 2 5	平成 27 年 9 月 11 日	1 ページ目 内容欄 下から 8 行目から
1 2 6	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 1 行目から
1 2 7	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 8 行目から
1 2 8	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 10 行目から
1 2 9	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 15 行目から
1 3 0	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 15 行目から
1 3 1	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 18 行目から
1 3 2	平成 27 年 11 月 13 日	1 ページ目 内容欄 23 行目から
1 3 3	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 1 行目から
1 3 4	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 1 行目から
1 3 5	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 12 行目から
1 3 6	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 12 行目から
1 3 7	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 12 行目から
1 3 8	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 下から 6 行目から
1 3 9	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 下から 6 行目から
1 4 0	平成 28 年 1 月 8 日	1 ページ目 内容欄 下から 6 行目から
1 4 1	平成 28 年 1 月 8 日	2 ページ目 内容欄 1 行目から
1 4 2	平成 28 年 1 月 8 日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
1 4 3	平成 28 年 1 月 8 日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
1 4 4	平成 28 年 1 月 8 日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
1 4 5	平成 28 年 1 月 8 日	2 ページ目 内容欄 15 行目から
1 4 6	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 3 行目から
1 4 7	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 3 行目から
1 4 8	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 13 行目から
1 4 9	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 13 行目から
1 5 0	平成 28 年 4 月 15 日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
1 5 1	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 下から 7 行目から
1 5 2	平成 28 年 4 月 15 日	1 ページ目 内容欄 下から 1 行目から
1 5 3	平成 28 年 4 月 15 日	2 ページ目 内容欄 8 行目から

159	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 2行目から
160	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 4行目から
161	平成28年6月17日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
162	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 11行目から
163	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 14行目から
164	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 下から10行目から
165	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 下から3行目から
166	平成28年6月17日	1ページ目 内容欄 下から2行目から
167	平成28年6月17日	2ページ目 内容欄 8行目から
168	平成28年6月17日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
169	平成28年6月17日	2ページ目 内容欄 12行目から
170	平成28年6月17日	2ページ目 内容欄 14行目から
171	平成28年6月17日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
172	平成28年6月17日	2ページ目 内容欄 下から6行目から
173	平成28年7月29日	1ページ目 概要欄 2行目から
174	平成28年7月29日	1ページ目 概要欄 8行目から
175	平成28年7月29日	1ページ目 概要欄 11行目から
176	平成28年7月29日	1ページ目 概要欄 11行目から
177	平成28年7月29日	1ページ目 概要欄 下から10行目から
178	平成28年7月29日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
179	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 1行目から
180	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 5行目から
181	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 7行目から
182	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 10行目から
183	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 12行目から
184	平成28年7月29日	2ページ目 概要欄 14行目から
186	平成28年7月29日	3ページ目 概要欄 1行目から
187	平成28年7月29日	3ページ目 概要欄 1行目から
188	平成28年7月29日	3ページ目 概要欄 5行目から
189	平成28年7月29日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
190	平成28年7月29日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
191	平成28年7月29日	3ページ目 概要欄 下から5行目から
192	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 2行目から
193	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 2行目から
194	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 9行目から
195	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 下から9行目から
197	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 下から6行目から

198	平成28年9月9日	1ページ目 概要欄 下から2行目から
199	平成28年9月9日	2ページ目 概要欄 3行目から
200	平成28年9月9日	2ページ目 概要欄 6行目から
201	平成28年9月9日	2ページ目 概要欄 6行目から
202	平成28年9月9日	2ページ目 概要欄 下から8行目から
203	平成28年9月9日	2ページ目 概要欄 下から5行目から
204	平成28年10月7日	1ページ目 概要欄 2行目から
205	平成28年10月7日	1ページ目 概要欄 5行目から
206	平成28年10月7日	1ページ目 概要欄 下から4行目から
207	平成28年10月7日	1ページ目 概要欄 下から3行目から
208	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 2行目から
209	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 5行目から
210	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 10行目から
211	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 16行目から
212	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 21行目から
213	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 下から12行目から
214	平成28年10月7日	2ページ目 概要欄 下から8行目から
215	平成28年10月7日	3ページ目 概要欄 1行目から
216	平成28年10月7日	3ページ目 概要欄 5行目から
217	平成28年10月7日	3ページ目 概要欄 下から15行目から
218	平成28年12月16日	2ページ目 内容欄 下から9行目から
219	平成28年12月16日	2ページ目 内容欄 下から4行目から
220	平成28年12月16日	1ページ目 内容欄 12行目から
221	平成28年12月16日	2ページ目 内容欄 5行目から
222	平成28年12月16日	2ページ目 内容欄 10行目から
224	平成28年12月16日	3ページ目 内容欄 8行目から
225	平成28年12月16日	3ページ目 内容欄 12行目から
226	平成28年12月16日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
251	平成28年12月16日	2ページ目 内容欄 下から9行目から
252	平成29年1月13日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
253	平成29年1月13日	—— (本件個人情報に追加を求めたもの)
254	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 6行目から
255	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 12行目から
256	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 14行目から
257	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 下から7行目から
258	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 下から5行目から
259	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 下から4行目から

260	平成29年1月13日	1ページ目 内容欄 下から4行目から
261	平成29年2月2日	1ページ目 内容欄 2行目から
262	平成29年2月2日	1ページ目 内容欄 13行目から
263	平成29年2月2日	1ページ目 内容欄 13行目から
264	平成29年2月2日	1ページ目 内容欄 下から8行目から
265	平成29年2月2日	1ページ目 内容欄 下から5行目から
266	平成29年2月2日	2ページ目 内容欄 1行目から
267	平成29年2月2日	2ページ目 内容欄 1行目から
268	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 2行目から
269	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 5行目から
270	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 6行目から
271	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 8行目から
272	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から10行目から
273	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から9行目から
274	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から8行目から
275	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から6行目から
276	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から4行目から
277	平成29年3月24日	1ページ目 内容欄 下から1行目から